

学校関係者評価の実施に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県立野田看護専門学校自己点検評価規程第7条に基づき、学校関係者評価の実施に関する事項を定める。

(学校関係者評価会議の開催)

第2条 学校の自己点検評価を実施したのち、学校関係者評価会議(以下、「会議」という。)を開催する。

2 会議は校長が主催し、自己点検評価の結果について出席者から学校の取組事項、自己評価の内容等について評価・意見をもらう。

(会議の出席者)

第3条 会議の出席者は、近隣教育機関の代表者、近隣保健医療施設（実習施設）の代表者、非常勤講師の代表者、看護職能団体の代表者、卒業生等の中から校長が外部委員として委嘱した者（5名程度）とし、自己点検評価委員も参加する。

2 外部委員の任期は2年とし、再任を妨げない。欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(実施結果の公表)

第4条 学外への公表は、公表の内容、方法について自己点検評価委員会で協議し、出席者の了承を得て行うものとする。

2 公表はホームページ等で行う。

(附 則)

この要綱は、令和4年2月8日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和7年8月5日から施行する。